

長野市配食サービス事業について

長野市保健福祉部 地域包括ケア推進課

1 事業の概要

民間の配食サービスを利用できない地域に居住する調理が困難な高齢者に、定期的に昼食を配達し安否確認を行う事業

- (1)対象者 心身の障害、傷病等の理由により調理が困難で、次のいずれかに該当する人
 - ア 65歳以上のひとり暮らしの人
 - イ 65歳以上のみからなる世帯の人
 - ウ ひとり暮らしの身体障害者のうち、その障害の程度が1級又は2級の人
- (2)実施地区 鬼無里地区
- (3)鬼無里地区の実施内容
 - ア 実施日 月曜日から金曜日のうち、希望する日(祝日、年末年始を除く)
 - イ 自己負担額 300円/1食あたり (同内容の食事を鬼無里デイサービスでは760円で提供)

2 市町村合併時からの経緯

平成17年1月 市町村合併

豊野町、戸隠村及び鬼無里村は、旧町村で実施していた配食サービスの内容や利用料を現行のとおりに市に引き継ぎ、将来的には市のサービスに合わせていくとして事業を継続

平成17年度から平成23年度

旧市内及び豊野地区は、サービス利用者の減少、介護保険サービスや民間配食事業者が充実していたため、新規利用者の受付を中止し、平成22年度末に旧市内地域、平成23年度末に豊野地区のサービスを終了する。

平成24年度以降は、戸隠地区及び鬼無里地区のみでの実施となる。

令和4年度

8月、戸隠地区委託事業者から、都合により受託の継続が不可能との申し出を受け、急きよ、戸隠地区利用者4人のサービスを調整。4人とも介護保険サービス等の利用で代替できたため、12月にサービスを終了

同時期に鬼無里地区委託事業者から人員不足、厨房の老朽化等を理由に受託困難との申し出があり、安定的なサービス提供の持続が難いため、市配食サービスに代わる方法について検討を重ねる。

令和5年度から現在

鬼無里地区利用者にアンケートを実施。併せて、ケアマネジャー、親族を交え健康状態や生活の状況を聞取った上で個別に調整を行い、令和6年2月に全利用者の代替手段が調う。

令和6年4月以降の利用者はなく、実質休止の状態である。

参考 市配食サービスの実利用者数

	旧市内地域	豊野地区	戸隠地区	鬼無里地区
平成22年度末	4人	2人	5人	10人
令和4年度末	—	—	4人※	9人
令和5年度末	—	—	—	8人
令和6年度	—	—	—	0人

※令和4年12月の人数

3 鬼無里地区の利用者の状況

(1) サービス利用者8人の要介護認定状況(令和6年2月時点)

- 介護認定の状況 要介護認定者・・・4人
- 要支援認定者・・・2人
- 認定なし・・・2人

(2) サービス利用者の代替手段 ⇒ 全員、市配食サービス以外の代替手段あり

- ・自分で買い物、自炊できる・・・4人 ※どちらにも該当している場合あり
- ・介護保険サービス(訪問介護、通所介護)利用・・・6人

4 利用者アンケートの結果

アンケート実施時(令和5年9月14日)の鬼無里地区利用者7人から聞き取りした結果(夫婦で利用している場合は代表者のみ聞き取り)

(1) 継続して利用している理由 ※複数に該当している場合あり

- ・自炊するよりも楽であるから・・・4人
- ・話し相手(安否確認)をしてもらえるから・・・1人
- ・栄養バランスの良い食事がとれるから・・・1人
- ・わからない・・・2人

(2) 料金について

- ・値上がりするなら利用しない・・・2人
- ・400円までなら利用する・・・1人
- ・500円までなら利用する・・・1人
- ・600円までなら利用する・・・1人
- ・わからない・・・2人

5 今後の方針

○民間配食事業者や介護保険サービスの充実により、市配食サービス利用者が減少し事業規模が縮小されたこと、また、民間事業者の配達エリア外の中山間地域に住む調理困難な高齢者へは、介護保険サービス(訪問介護、通所介護)や移動販売、宅配等の利用で食の確保、安否確認を補えるため、市が実施する配食サービスは令和6年度末をもって終了としたい。

○今後、調理困難な高齢者へは介護保険サービスの適正利用を促進し、また、地域ケア会議等を通じて、地域の社会資源や民間事業者の活用等、地域のニーズに合った方法を住民と共に考えて行く。